

改正案

現行

別表第3

1～8 [略]

9 東京都市計画東武曳舟駅前地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(あ)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		500平方メートル。ただし、次に掲げるいづれかの敷地として使用する場合には、この限りでない。 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地 2 歩行者の回遊性及び利便性の向上並びににぎわいのある複合市街地の形	東京都市計画東武曳舟駅前地区地区計画図3に示す壁面の位置の数値	1 落下物に対する防護として設ける高さし、バルコニー等 2 転落防止に対応する鉄柵等							

別表第3

1～8 [略]

[新設]

